

# 青森県報

第四千二百九十一号

平成二十九年  
四月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 ( 同 ) …… 一
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更の届出…………… (こどもみらい課) …… 二
- 特定行為業務の登録…………… (障害福祉課) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… ( 同 ) …… 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… ( 同 ) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設の指定…………… ( 同 ) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定…………… ( 同 ) …… 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… ( 同 ) …… 四
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (林政課) …… 四
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… ( 同 ) …… 五
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生生活文化課) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第三百五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はれやか薬局	青森市西大野一丁目一五の二二	平成 二九・四・一

### 青森県告示第三百五十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 診 療 科 名	指 定 年 月 日



社会福祉法 人共生活会	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字押上 五二	生活介護	多機能型事業 所訓練は ばたけ	五所川原市大字 柳沼一 五の五	〃
社会福祉法 センタート虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池一 七の一	施設入所 支援	明幸園	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	〃
社会福祉法 センタート虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池一 七の一	生活介護	明幸園	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	〃
社会福祉法 センタート虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池一 七の一	短期入所	明幸園	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	〃
社会福祉法 センタート虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池一 七の一	就労継続 支援B型	三戸郡地域 生活支援セ ンター	三戸郡五戸町字 市川道十文字一 の五六	〃
社会福祉法 人ほほえみ	平川市館山前田 八〇の一	生活介護	おらんど d Roun	平川市館山前田 八〇の四	二九・四・七
社会福祉法 人ほほえみ	平川市館山前田 八〇の一	就労継続 支援A型	おらんど d Roun	平川市館山前田 八〇の四	〃

青森県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス 業者	名 称	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃 止 日
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地	〃	〃

社会福祉法 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	居宅介護	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	平成 二九・三・三
社会福祉法 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	重度訪問 介護	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	〃
社会福祉法 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	行動援護	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	〃
社会福祉法 人健誠会	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	共同生活 援助	つがる市森田町 森田月見野四七 三の二	〃

青森県告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
明幸園	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	平成二九・四・一

青森県告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	名称	所在地	指定年月日
	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター タービ あ	八戸市東白山台三丁目二の二五	地域移行支援	相談支援事業所 あ三	三沢市南町四丁目三の三七三六	平成 二九・四・一
	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター タービ あ	八戸市東白山台三丁目二の二五	地域定着支援	相談支援事業所 あ三	三沢市南町四丁目三の三七三六	〃

青森県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
クオール薬局津軽川部店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の一四	平成 二九・四・三〇

青森県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字小童子山一の一三三、一の一六六、一の二一七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百六十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表大間区域の項を次のように改める。

大間区域  
大間漁業協同組合の地区

- 1 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 2 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 3 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 4 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

青森県告示第三百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

5	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
6	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろのはえなわ

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九〇の三 圓子 忠代司	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五の八七 三國 隆夫	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
むつ市大畑町釣屋浜五 有限会社 ヤマチョウ佐藤	うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂、 湯坂下、孫次 郎、間、大畑 道、二枚橋、 釣屋浜、木野 赤川、佐助川、 高橋川、浦館、 名村、小目名 家ノ下、奈良 及木平、添木 及び袋石の区 域	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町湯坂下一四の一〇 長津 眞一	うち乙の地区	総トン数二十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町大畑道一九の五 吉田 篤		
むつ市大畑町湊村一 佐藤 實		
むつ市大畑町正津川八四 松本 順一		

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の一 山本 幸宏	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	甲の地区を 除く区域	総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業及び底建網漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三四の一 福井 潤			

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十九年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人広域連携津軽・ほっとステイネットワーク
- 三 代表者の氏名  
佐藤 正彦
- 四 主たる事務所の所在地  
平川市猿賀南野五三の一〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、農業と農村をフィールドとしたグリーン・ツーリズムに関する事業の定着拡充を図ることにより、「津軽グリーン・ツーリズム」全国ブランドを確立

し、農業・農村の活性化ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡崎双一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十九年四月二十四日から同年五月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

中里ショッピングセンター

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮直仁

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び中泊町役場

2 期間

平成二十九年四月二十四日から同年五月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町役場にあつては、その執務時間内とする。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭